

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十四年十一月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十四年三月二十九日奈良県指令建第八八―二一五号

平成二十四年十月二日奈良県指令建第八八―二一五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十四年十月二十九日建第七八三〇号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十四年十月二十九日建第四七六五号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市辻町六五二番四、六五二番五、六五四番二、六五四番五、六五四番六、六五四番七、六五五番三、六六三番二、六六三番四、六八二番三、六八二番四、六八七番、六八八番三、六八八番四、六八八番五、六九四番、六九七番二、六九七番三、七〇一番一、七〇一番三、七〇一番四、七〇三番三、七〇八番一、九八九番二、九八九番六、九八九番七、一四八三番、一四八四番、一四八五番、一四八六番、一四八七番、一四八八番及び一四八九番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府八尾市大竹一丁目二九番地

株式会社タイヨーコーポレーション 代表取締役 畑内明

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市辻町六五二番四、六五四番六、六五五番三、六六三番四、六八二番四、六八八番四、六九七番三、七〇一番三、九八九番六、一四八六番、一四八七番、一四八八番及び一四八九番

下水道 生駒市辻町六五二番四、六五四番六、六五五番三、六六三番四、六八二番四、六八八番四、六九七番三、七〇一番三、九八九番六、一四八六番、一四八七番、一四八八番及び一四八九番の各一部

- 一 許可番号
平成二十四年八月三十日奈良県指令建第九〇―七一号
平成二十四年十月十六日奈良県指令建第九〇―七一―一号
- 二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成二十四年十月二十九日建第七八三一号
開発区域に含まれる地域
- 三 開発区域に含まれる地域
生駒市北田原町一〇七二番一及び一〇七二番三三
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市朱雀三丁目五番地の一
共立土地 芝田薫

- 一 許可番号
平成二十四年八月三日奈良県指令建第九〇―五八号
- 二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成二十四年十月二十九日建第七八三二号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十四年十月二十九日建第四七六六号
- 三 開発区域に含まれる地域
北葛城郡広陵町大字南郷一〇四五番一の一部、一〇四五番三、一〇四五番五、一〇四七番六及び一〇四九番七
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
天理市柳本町二五六二番地
大光建設株式会社 代表取締役 南岡清
- 五 公共施設の種類、位置及び区域
道路 北葛城郡広陵町大字南郷一〇四五番一、一〇四七番六及び一〇四九番七の各一部
下水道 北葛城郡広陵町大字南郷一〇四五番一、一〇四七番六及び一〇四九番七の各一部
水路 北葛城郡広陵町大字南郷一〇四五番一及び一〇四五番三の各一部

一 許可番号

平成二十四年七月二日奈良県指令建第八八―二二〇号

平成二十四年十月二十九日奈良県指令建第八八―二二〇―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十四年十月三十日建第七八三三号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字上之庄二〇一番一、二〇二番、二〇三番一、二〇四番一、二〇五番、二

〇六番、二〇七番一、二〇九番一、二一〇番、二一一番一、二一二番一及び二一三番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

上新電機株式会社 代表取締役 金谷隆平